

研究全体を通じての結論

コーポレートガバナンスの問題は、企業とステークホルダー間の利害関係のコントロールや動機づけ等についての理論から、法やコードなどの制度にかかわる研究、さらにはそのような制度が企業経営に与える影響などの実証研究など、研究方法も多岐にわたる。近年では、営利企業だけでなく、非営利組織においてもガバナンスの導入が進められ、学会においてもそれらの研究が進められるようになった。こうした状況は、ガバナンスの問題が単に資本提供者と企業に関する問題としてだけではなく、広く企業や組織とかかわりを持つステークホルダーとの関係のあり方に関する問題であり、社会全体の利益にもつながる問題であることを意味している。

本研究は、このように多面的なアプローチが可能なガバナンス研究に対して、はしがきに示した4つの研究目標にしたがってそのメカニズムや企業・組織への影響を明らかにするための研究を進めた。以下、それぞれの研究の成果として、得られた知見を結論としてまとめる。

目的①の研究から、両コードの策定や改訂、会社法の改正は、日本企業のコーポレートガバナンス改革に一定の効果を与えることに成功したと考えてよいことが明らかになった。しかし、これらの改革が実際に意味を持つためには、これらの仕組みがどのように活用されているのか、その実効性を確認する必要があることもわかった。また、一連の改革がその実践を形式的なものではなく、実質的な仕組みにすることを意図していることから考えても、具体的変化の内容、それらが日本企業の競争力や企業価値の向上につながったのかという観点から、分析・評価する必要があることを指摘しておく。

目的②からは、非対称的情報の下で、プリンシパルとエージェントから成る階層組織モデルにおけるプロジェクトの選択に関して、プリンシパルとエージェントの間の権限の配分と情報の収集の問題を不完備契約理論に基づいて考察した。とくに、権限の配分と情報の収集に関する契約ゲームに関して、整合的な推測的変動を有する均衡を導出し、当該均衡契約の特徴付けを明らかにした。

目的③について、女性役員比率の向上は日本企業の不祥事発生確率と負の関係があることを明らかにしている。この結果は、現代企業の抱える課題を解決するためには、マネジメント層に多様な視点を取り入れ、モニタリングを強化することが必要であることを示唆している。ただし、不祥事の質や規模によっては、こうした結論が変わる可能性があることに留意が必要である。

目的④の研究から、概ねガバナンスコードの目標は達成できており、JABA組織は健全性と公共性を有すると判断できる対応であったが、実質的な内容には踏み込めていない項目として「具体的な財源確保のための施策」「女性役員人事（理事および評議委員）」の2項目あることが明らかになった。また、運用する立場と利用する立場の観点から、JABAのスポーツガバナンスは「JABA組織による、JABA組織を主とした、選手、加盟チーム、審判に対

するガバナンスである」ことが明らかになった。